

荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第4回）

会議次第

日時：平成24年2月9日（木）

場所：八代市坂本支所会議室

1 開会

（1）座長（副知事）挨拶

（2）事務局説明

2 議事

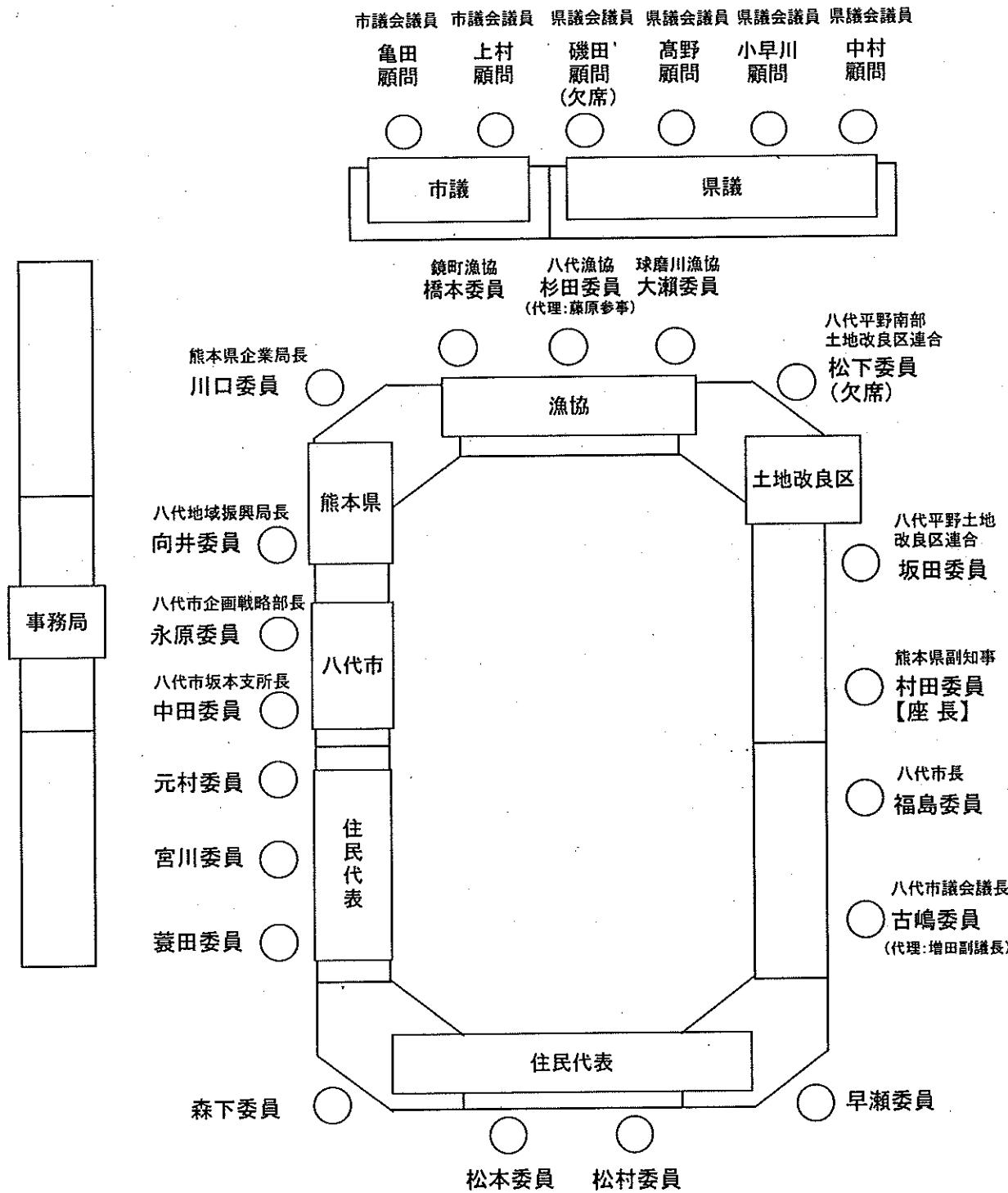
（1）荒瀬ダム撤去に向けた取組みについて

（2）荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について

（3）来年度以降の会議のあり方について

3 閉会

荒瀬ダム撤去地域対策協議会(第4回)



「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」設置要項

(目的)

第1条 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題を整理するとともに、その解決に向けて取り組むため「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題の整理とその解決に向けた取組み。
- (2) その他、荒瀬ダム撤去に伴い必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、熊本県副知事をもって充てる。
- 3 座長は、協議会を統括する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(開催)

第4条 協議会は、座長の指示を受けて事務局が招集する。

(部会)

第5条 協議会は、個別の課題を協議するため、部会を置くことができる。

(任期)

第6条 委員等の任期は、平成24年3月31日までとする。

- 2 委員等が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができます。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要が生じた場合は、委員等の追加をすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、熊本県企業局と八代市が協力して行うものとし、事務局は、企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則（平成22年6月18日熊企総第180号）

この要項は、平成22年6月18日から施行する。

附 則（平成22年7月28日熊企総第263号）

- 1 この要項は、平成22年7月28日から施行する。
- 2 平成24年4月以降の協議会のあり方については、委員等の任期満了前に改めて協議するものとする。

附 則（平成23年5月18日熊企総第108号）

この要項は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平成24年1月23日熊企総第585号）

この要項は、平成24年1月23日から施行する。

別表1(第3条関係)

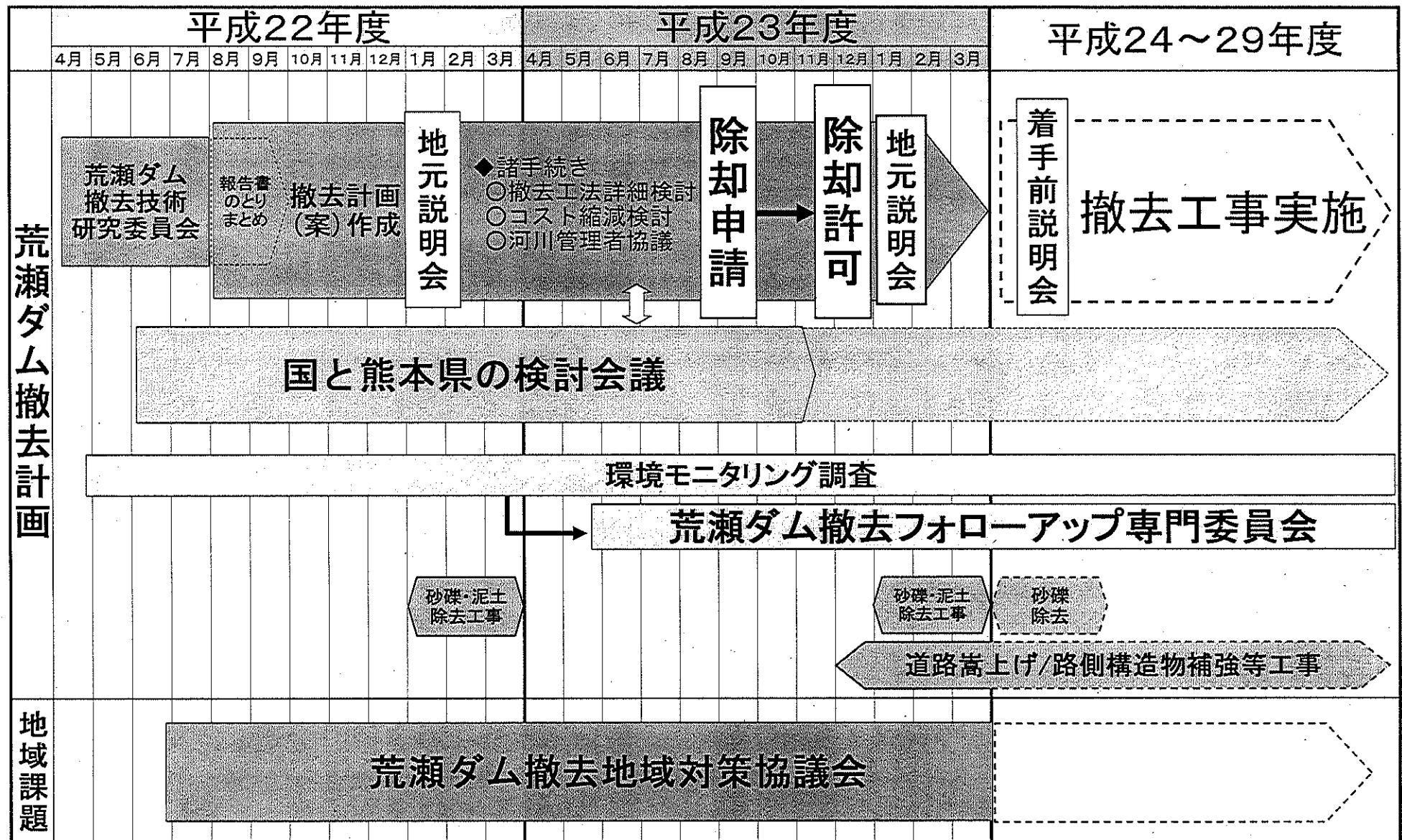
委員

区分	氏名	役職等	備考
熊本県	村田 信一 川口 弘幸 向井 康彦	副知事 企業局長 八代地域振興局長	座長
八代市	福島 和敏 古嶋 津義 永原 辰秋 中田 正春	市長 八代市議会議長 企画戦略部長 坂本支所長	
関係団体	大瀬 泰介 杉田 金義 橋本 和博	球磨川漁業協同組合代表理事組合長 八代漁業協同組合代表理事組合長 鏡町漁業協同組合代表理事組合長	
	坂田 孝志 松下 健一	八代平野土地改良区連合理事長 八代平野南部土地改良区理事長	
住民代表	早瀬 洋志 松村 政利 松本 良弘 森下 政孝 蓑田 孝幸 宮川 莊一 元村 順宣	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市	

顧問

区分	氏名	役職等	備考
県議会議員	中村 博生 小早川 宗弘 高野 洋介 磯田 育	熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員 熊本県議会議員	
市議会議員	上村 哲三 龜田 英雄	八代市議会議員 八代市議会議員	

荒瀬ダム撤去に向けた取組み



荒瀬ダム撤去に伴う地域課題 への取組状況について

荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況（1）

1 部会関係協議経過

- 荒瀬ダム撤去に伴う地域の課題のうち、特に検討が必要なものについて課題分野毎に部会を設置し、協議を進めることとした。

（第1回協議会：①井戸涸れ、②地域交通、③水産、④発電所関連施設、⑤消防水利）
- 部会での検討状況は、第2・第3回協議会で報告し、5部会中3部会は終了。
 （上記①～③：部会としての取組・検討は終了したが、対応策の検討や協議会報告は継続中）

2 第3回協議会後の検討状況等**施設関係事項**

- 隧道（導水トンネル）については、地元要望を踏まえ埋戻し予定
 （撤去コンクリートを充填材として再利用。平成25～28年度実施予定。約1.1億円のコスト縮減）
- 発電所地下部も埋め戻し予定（平成25年度～実施予定）
- 発電所上屋、サージタンクについては、今後撤去の方向で検討
- ボートハウスについては、県・市で協力し、用水確保のための調査及び対策を実施予定。また、八代市のボートハウス活用計画を踏まえ、引き続き、施設の活用について県市で対応を協議

消防水利関係事項

- 消防水利確保のために、河川まで降ろしやすい軽量の消防ポンプを2台導入
 （県で費用負担。平成23年度予定）
- 葉木地区への斜路設置については、ボートハウスの活用とあわせて、引き続き県市で協議
- 工事用仮設道路存置（佐瀬野地区）について、河川への影響等の課題はあるが、取扱いについて引き続き検討（国とも協議中）

地域交通関係事項

- 県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応する。
 <具体的対応>
 - ・管理橋が通行できなくなる前に、離合箇所を整備
 （平成24年9月頃までに、5箇所程度を予定）
 - ・県道中津道八代線の改良・嵩上げ等に取り組む。本年度、交通量調査を実施済。さらに坂本支所上流から荒瀬ダムまでの測量にも着手済。
- 代替橋建設は困難

荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況（2）

～要望書への対応（総括）～

荒瀬ダム撤去に関する諸対策について（H18 八代市提出の要望書）

【総合的な検討体制の設置について】

→「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」を設置し、関係者と協議中（H22.6月～）

【1 利水問題について】

→「球磨川下流渴水調整連絡会議」に電源開発㈱が参加し（H22.6月～）、渴水時における流域の水利用について調整等を行う体制が整った。

【2 環境問題について】

→「荒瀬ダム撤去計画」に基づき、地域の安全と環境に配慮した撤去工事を実施予定。（H24年度～）
 →「荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会」を設置し、環境モニタリングに基づく検証体制を整備。（H23.5月～）

【3 堆砂・泥土除去について】

→「荒瀬ダム撤去計画」に基づき、計画的に堆砂・泥土の除去を実施。

【4 水位低下に伴う諸問題について】

→緊急度に応じ、ダム撤去前に実施すべき路側構造物補強等を実施済
 →代替水源のない共同井戸について、増掘等の対応を実施済
 →ダム撤去関連工事を活用し、消防水利確保のための降り道を整備（予定）。

【5 代替橋について】

→地域交通全体での対応として、今後、県道中津道八代線の改良、嵩上げ等に取り組む。今年度、交通量調査実施済。測量にも着手済。代替橋建設は困難。

【6 ダム撤去に伴う諸問題について】

→発電用の導水トンネルは埋め戻しを行う（撤去コンクリートを充填材として再利用）。ボートハウスの活用等については、県市で協議中。

※参考：上記要望への対応状況（全16項目とした場合）

対応中（予定） = 14

検討中 = 1

対応困難 = 1

地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
荒瀬ダム撤去が及ぼす問題解決のための検討体制の設置	○荒瀬ダム撤去地域対策協議会の設置 (熊本県、八代市、関係団体、住民代表、関係議会議員で構成) 平成22～23年度に会議を3回開催	対応中
1. 利水問題について 1) 球磨川からの取水について		対応中
農業用水、工業用水、水道水の取水に影響を及ぼさないための検討体制整備、安定水量確保、渇水時の対応等	・平成22年6月22日、従来の遙拝堰の関係利水者に電源開発(株)を加え、渇水時における流域の水利用について連絡及び調整を円滑に行うことを目的に「球磨川下流域渇水調整連絡会」が発足。 ・「球磨川下流渇水調整連絡会」において、電源開発(株)が瀬戸石ダムの責任放流量について説明・協議。 ・八代平野土地改良区連合(北部土地改良区、南部土地改良区)、八の字土地改良区に対し説明(H23.3月) ①安定的な流量確保と渇水時の対応 ②荒瀬ダム撤去に伴う遙拝堰への影響に対する対応	
2. 環境問題について 1) 環境調査について		対応中
環境調査の範囲と関係機関の調査結果活用	・魚類や底生動物等を含めた環境モニタリング調査の実施及び調査範囲について、荒瀬ダム撤去技術研究委員会で再検証を行い、撤去計画を策定。 ・荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会を設置し、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行う体制を整備。 ・国をはじめ関係機関が行っている調査データの活用について、河川管理者等と協議を行い、活用できるデータについては荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で活用。 ・調査区域における最下流地点での水質等のモニタリング結果に異常が見られた場合はさらに下流まで調査することも検討するなど、必要に応じて調査方法の見直しを行う予定。	
2) 河川汚濁物質の削減について		対応中
環境に配慮した撤去工法、河川環境改善に対する住民意識の向上、八代海の干渉の保全対策の推進	<p>【工法】 荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書を踏まえ、地域の安全と環境に十分配慮した荒瀬ダム撤去計画を策定。同計画をもとに、河川管理者が除却申請に対して許可。</p> <p>【参考】 地域の安全と環境に配慮した実施予定の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリングの実施 ・河川環境に配慮した工事期間の設定 ・濁水処理装置の配置 ・泥土の除去 ・破碎塊を速やかに河川外に搬出 ・汚濁防止フェンスの設置 </p> <p>【住民意識の向上】 <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの川と海づくり県民運動」に取り組み、啓発事業や保全活動を推進。 ・水環境保全活動団体による一斉河川清掃、住民による水質調査や浄化活動等を実施中。 ・小中学生を対象に「海の再生に向けた出前講座」を開催し、環境をテーマに水を守る意識の醸成を図る。 <p>【水質・干渉の保全対策】 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、水質の保全及び干渉等の浄化機能の維持及び向上に関する施策を総合的・計画的に推進中。</p> </p>	

地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
3)撤去工事中の環境・安全対策について	<p>【工事施工時の配慮】 工事の実施にあたっては、ダム周辺の環境に配慮し、実施内容について住民説明会を開催予定。</p> <p>【環境保全】 荒瀬ダム撤去技術研究委員会において再検証を行い、ダム撤去工事期間や土砂処理について以下の内容を確認し、撤去計画を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工期間：鮎の生息、生育に支障がない期間を選定(河川内工事11月～2月) ・泥土：ダム撤去開始までに全量除去 ・破碎屑の完全処理：撤去コンクリートは処理し再利用等 ・濁水対策：必要な対策を実施予定(濁水処理装置、汚濁防止フェンス等) <p>工事実施期間中の環境対策については適宜、漁協等と協議を行い、河川環境に配慮した施工等を予定。</p> <p>【テトラポット】 テトラポットについては設置された経緯や目的も含め検討し、現状の護岸の安定のために必要と整理(今後の検討課題)。</p>	対応中 (予定)
4)魚族の育成について		対応中 (予定)
工事実施にあたっての環境保全	・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で評価・検証を行い、併せて、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施予定。	
広域的な魚族の成育促進	<ul style="list-style-type: none"> ・水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施中。 ・補殖放流事業については、球磨川漁協と企業局の補償契約に基づくものであり、当事者間で協議。 ・遙拝堰の魚道については、施設の所有者、管理者等の関係者間で対応を検討。 	
鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実	・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立。	

地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
3. 堆砂・泥土除去について	1)ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について	対応中(予定)
・対策の実施(遙拝堰への影響の回避)	<p>【堆砂・泥土除去】 荒瀬ダム撤去技術研究委員会において再検証を行い、河道内の環境に影響を与えないよう泥土の全量除去や砂礫除去等について確認。 撤去にあたっては、研究委員会の意見を踏まえ、荒瀬ダム撤去計画に基づき地域の安全と環境に十分な配慮を図りながら、慎重に作業を進めていく予定。</p> <p>【工事時の対応】 ダム撤去にあたって必要なモニタリングを行い、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定。</p> <p>【遙拝堰】 遙拝堰の構造等を踏まえ、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、荒瀬ダム撤去技術研究委員会で再検証を実施 また、撤去工事に関し、モニタリングを行い堆砂状況を引き続き監視予定。</p> <p>【工法等】 ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定。</p>	
2)ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について		対応中(予定)
除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	・平成23年度は、八代市八代地先で約3haの覆砂事業を実施する。来年度以降の覆砂事業については、除去される砂の量や質等の状況に応じ実施していく予定。 (平成24年度は、八代市鏡町地先においても、八代海産海砂を用いて覆砂事業を実施する予定。)	
工事実施にあたっての環境保全と地元(市、漁協)協議	・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で評価・検証を行いながら、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施予定。	
放水路付近の土砂撤去	【放水路付近の土砂】 放水路付近の護岸整備に伴い、河川内の堆積土について撤去する予定。	

地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
4. 水位低下に伴う諸問題について	1) 県道及び国道等の擁壁改修及び復元について	対応中 (予定)
・両岸の危険箇所に係る緊急度に応じたダム撤去前の施工 ・施工時のアクセス路整備	<p>【擁壁改修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について補修を実施済(96箇所、約2,700mの補修を実施)。 ・水位低下等に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体についても充分な協議・調整し、対策予定。 ・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して事業に着手。 <p>【施工時のアクセス路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路嵩上げ等に伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。 	
佐瀬野地区の県道付け替え	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を線路より川側に戻す場合、河川を埋め立てこととなり、洪水時の安全性や治水面の問題があることから対応は困難。 	対応困難
2) 水位低下対策について		対応中
・地盤沈下等の調査の実施	平成22年度まで複数年かけて調査を実施済(調査結果を、関係者に報告するなど、個別に対応)。	
・水位低下対策	代替水源がない共同井戸について調査し、企業局と八代市の費用負担により、増掘等の対応を実施済み。	
消防水利の確保	<p>○消防法の規定、財源の課題もあるが、地元の意見を伺いながら対応(予定)。 (要望箇所16箇所)</p> <p>【緊急的な対応】 河川まで降ろしやすい軽量の消防ポンプを導入(葉木地区・本部)。</p> <p>【工事等に伴って行う対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)護岸補修等の工事箇所について、工事に付随し可能な対応を実施済:5箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・葉木地区の車路の設置について、ポートハウスの利活用と関連し引き続き県市で対応等を検討。 (2)道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定:5箇所 (3)その他(河川まで降りることが可能又は他の水利あり):6箇所 	
5. 代替橋について		対応困難
1) 球磨川架橋(荒瀬～大門間)について		
球磨川架橋	<ul style="list-style-type: none"> ・県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応。 (具体的対応) <ul style="list-style-type: none"> 来年度、ダム堰堤が通行できなくなる前に、離合箇所(5箇所程度)を整備予定。 県道中津道八代線の改良・嵩上げ等に取り組む。(本年度、交通量調査を実施済。さらに坂本支所上流から荒瀬ダムまでの測量に着手。) ・代替橋の建設は困難。 	

地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
6. ダム撤去に伴う諸問題について 1) ポートハウスの活用策について		検討中
ポートハウスの活用策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の活用については、施設所有者(八代市)と県で引き続き協議。 用水確保のための調査を実施後、対策を実施予定。 	
2) 藤本発電所及び隧道の跡地利用について		対応予定
藤本発電所及び隧道の取扱い検討	<ul style="list-style-type: none"> 隧道については、地元要望を踏まえ埋戻し予定。 (撤去コンクリートを充填材として再利用)。 発電所については、今後、撤去の方向で検討。 	
3) 県道の改修について		対応中(予定)
県道中津道八代線の改修等 ・藤本・大門地区(発電所周辺地区)の県道改修 ・荒瀬ダム～松崎(八代市坂本支所周辺)の嵩上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ダム本体撤去工事に係る大型車両については、国道219号を利用することとし、県道については、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定。 来年度、ダム堰堤が通行できなくなる前に、離合箇所(5箇所程度)を整備予定。 県道中津道八代線の改良・嵩上げ等に取り組む。(本年度、交通量調査を実施済。さらに坂本支所上流から荒瀬ダムまでの測量に着手。) 	
・下鎌瀬～中津道、西鎌瀬の道路嵩上げ(護岸用に敷設されたテトラポットの除去)	<ul style="list-style-type: none"> 荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して実施。(本年度地元説明等を実施済。) テトラポットについては設置された経緯や目的も含め検討し、現状の護岸安定のためには必要と整理。(今後の検討課題。) 	
4) 情報提供について		対応中
・流域住民や関係者に対して分かりやすい方法での情報提供 ・撤去対策について施工時の環境対策・工法等の公表、説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年1月及び平成24年1月に荒瀬ダム撤去計画に関する地元説明会を実施し、漁協、土地改良区等の関係団体にも説明(予定)。今後も実施段階での説明会を予定。 説明会での意見も踏まえ、会議の議事録設置箇所を拡充。今後とも情報提供に努める。 道路嵩上げ等の個別事業についても、今年度、地元説明会を実施済。 	
5) ダム撤去による川の流れの変化について ・球磨川の河岸等への影響検証と対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について、補修を実施済(96箇所、約2,700mの補修を実施) 水位低下等に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体についても充分な協議・調整し、対策予定。 荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して実施。 	対応中

来年度以降の会議のあり方について（事務局案）

1 基本的考え方

- 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への対応については、一定の方向付けを行うことができたが、「今後対応予定」や「取扱検討中」のものもあるため、来年度以降も会議を存続し、フォローアップを行う。（座長：副知事）
- 平成24年度からダム本体撤去工事に着手するため、会議の内容に「ダム撤去工事や環境モニタリング等についての地元説明と意見交換」を加える。
- 併せて、会議名称や目的の変更（追加）等を行う。

2 主な変更点

（1）会議名称

荒瀬ダム撤去地域連絡協議会

（2）目的（要項第1条関係）

荒瀬ダム撤去を円滑に進めるとともに、ダム撤去に伴う地域の課題解決に取り組む

（3）所掌事務（要項第2条関係）

荒瀬ダム撤去工事と環境モニタリングの状況に関する報告・協議（追加）

3 その他

- 詳細については今後県市で協議し、平成24年度第1回会議で了承を得る。